



答申第729号

平成31年2月12日

(字)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成31年2月12日付け神戸市第4386号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 神戸市内3箇所の療育センターの患者情報を一元的に管理するために、電子カルテシステム及び医事会計システムを導入することは、診療業務の効率化と療育センター間の円滑な情報連携に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市療育センター電子カルテシステム・医事会計システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

◎条例第 11 条第 2 項に該当する情報

【電子カルテシステム】

患者基本情報

患者 ID、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、保険証番号、連絡先（住所、電話番号、氏名、続柄等）、所属（通園・通学先、クラス・学年等）

家族状況

家族構成（家族図）、氏名、続柄、性別、年齢、職業、所属、同居区分

成育歴

出生時の状況、成長の経過

生活状況

食事・排泄・睡眠・入浴の状況、ADL

◎発達状況

運動・感覚の状況、対人・社会性の状況、情緒・行動の状況、言語の状況、学習の状況

◎病状・障害の状況

主訴、症状、既往歴、現病歴、転帰

◎診療記録

病名、病状、治療内容、経過記録、指導記録（リハビリ・服薬）、検査結果、診断結果

◎禁忌・リスク

アレルギー（薬・食品・その他）、感染症、身体的リスク（心疾患、呼吸障害、その他）

◎医療機関・福祉サービス情報

他の医療機関の通院状況（医療機関名、主治医、治療内容）、障害福祉サービスの利用状況（事業所名、利用サービス）

◎社会保障情報

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の種類と級数

◎紹介情報

他の医療機関より提供される診療情報、他の医療機関へ提供する診療情報

◎外来患者情報

診療科、予約日時、来院日時、診察の進捗状況

◎各種オーダー情報

処方・注射オーダー内容、検査オーダー内容、処置オーダー内容、リハビリオーダー内容

【医事会計システム】

患者基本情報

患者 ID、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、保険証番号、連絡先（住所、電話番号、氏名、続柄等）、所属（通園・通学先、クラス・学年等）

◎医事会計情報

傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、処置名、使用材料、処方薬剤、検査項目、指導項目、診療報酬点数